97 吉宗も定信も「東照宮」(神君家康)を信仰しており、寛 置づけられた。 とてその体制の下部構造及び基盤を構成し、その身分には

義をとったのも、

沼時代が、この対商業政策に重点をおき、積極的な重商主政策にウエートをおいたのもそのためである。いわゆる田

享保改革の対商業政策を継承したからで

享保改革と寛政改革

寛政改革の一考

和泉国日根郡樫井村-

小 西 愛 之 助

その政策の基本は、徳川初代将軍家康の路線を継承してい

享保改革が、重農主義でありながら、その一面に対商業落体制そのものも崩壊過程に入りつつあったのである。 これである。従って、重農主義の体制であったのであるが、そのある。従って、重農主義の体制であったのであるが、そのある。従って、重農主義の体制であったのであるが、そのある。従って、重農主義の体制であるとともに、もともと石高による体制は身分差別体制であるとともに、もともと石高るのである。

る結果となったのである。
る結果となったのである。しかし、もとより、幕藩体制の基盤である。しかし、以外には、再び重農主義がとられているが、それは、身分差がら寛政改革に至る諸政策も、基本的に反動政策である以上、遂には時勢に抗しきれず、幕藩体制の基盤である農民政策ある。しかし、もとより、幕藩体制の基盤である農民政策

めの身分差別政策をも遂行したのである。それとともに、表裏一体となって幕藩体制をひきしめるた吉宗の享保改革は、年貢増徴政策にその基本があるが、

下に「非人」身分が位置づけられたことを意味する基礎づされ、享保四年(一七一九)三月には弾左衛門の由緒書がされ、享保四年(一七一九)三月には弾左衛門の由緒書がは、穢多米金銀納の別包化が指令され、享保七年(一七二二)には、穢多米金銀納の別包化が指令され、享保七年(一七二二)には、穢多米金銀納の別包化が指令され、享保七年(一七二二)には、穢多頭弾左衛門と非人頭車善七との間に、五年以前には、穢多頭産をととなる。このことは、「穢多」身分の古語権をめぐる争論に裁許があり、結局、弾左衛門には、磯多頭弾左衛門と非人頭車善七との間に、五年以前に、八丁八十二月には摂津国皮田村改が実施事保三年(一七一八)十二月には摂津国皮田村改が実施事保三年(一七一八)十二月には摂津国皮田村改が実施事保三年(一七一八)十二月には摂津国皮田村改が実施

考察)と指摘されている。

大田和用されてゆくこととなるのである。ところで、この点に由緒書は偽文書のうたがいのあるものであるが、この点に対しては、荒井貢次郎氏が「ここに注意したいのは、為政関しては、荒井貢次郎氏が「ここに注意したいのは、為政関しては、荒井貢次郎氏が「ここに注意したいのは、為政書であっても一応弾左衛門の賤民支配の実力を高く評価しまであっても一応弾左衛門の賤民支配の実力を高く評価しまであっても一応弾左衛門の賤民支配の実力を高く評価しまであっても一応弾左衛門の賤民支配の実力を高く評価したよのである。ところで、このはに利用されてゆくこととなるのである。ところで、この持に利用されてゆくこととなるのである。ところで、この持に利用されている。

年貢増徴政策の結果、負担の過重する水呑層(無高百姓)である。

いへども、前にもいふごとく宝暦明和之比之廿年は世風くなれ。しかるに宝永正徳のころより花奢になりもて行とはは花奢をしりぞけ、末をおさへ本をすゝむることにぞあんは花の気では、において、「いにしへより治世の第一とする

ることの早かったことをこの文言は示している。記しているが、「宝暦明和」のころの二十年が世風くずれづるゝ事早く、前の廿年はくづるゝ事おそかりけり。」と

られるが、その影響力はどの程度であったのかは疑問であ 側近として、 大名となっている。ついで、明和六年(一七六九)八月よ用人に抜躍されて、さらに五千石を加増されて、二万石の 沼の台頭時代において、田沼の意見又は意見具申が、将軍 元年までは、田沼意次の台頭時代とは考えられるが、決し 老中となり、五千石を加増されて、三万石の大名となり、 万五千石の大名となっている。ついで、安永元年正月には 七六二)には五千石を加増されて、一万五千石の大名とな 幕閣の中心人物となっている。従って、宝暦元年より安永 り老中格として登用され、さらに五千石を加増されて、二 い。しかし、徳川第十代将軍家治治政下の宝暦十二年(一 つつあるが、まだ、幕閣の中枢部にはくいこんで はい な 月には一万石の大名となっていて、すでに頭角をあらわし 暦元年(一七五一)からであり、宝暦八年(一七五八)九 も、側衆として、徳川第九代将軍家重に勤仕したのは、宝 田沼の老中就任は安永元年(一七七二)ではあるけれど いまだ、田沼政権の時代ではなかった。だが、この田 ついで、明和四年(一七六七)七月には、側衆より側 将軍を通じて幕閣を動かしていたことは考え

る。

ここで、注目すべきは、田沼意次の父田沼意行は、もと紀州家の家臣で、紀州藩主であった吉宗に仕えていたが、吉宗が将軍となった時に吉宗に随って江戸に上り、幕が、吉宗が将軍となった時に吉宗に随って江戸に上り、幕の主君であった吉宗よりの影響もまた、考えられるのである。

とう意味にお、て、長面りに重新に養り負別と記しるに従って、その本質は重農主義であることは当然である。したとしても、幕藩体制そのものを変更する意図はなく、田沼政権が、時代の流れに即応して重商主義的傾向を有

である。

「この意味において、表面的に重商主義の傾向を有するとである。

「この意味において、表面的に重商主義の傾向を有するとである。

「この意味において、表面的に重商主義の傾向を有するとである。

こそ、その使命とした。儒教倫理は、その差別体制に思想とは、ゆめゆめ考えてはおらず、むしろ幕藩体制の強化をそれにつづく、定信政権も、身分差別体制を解消さすこ

的

教育的根拠を与えた。

いわゆる、

「寛政異学の禁」も、

定信の差別体質がなさしめたものであり、寛政改革の基本

幕藩体制本来の重農主義にその施策の重点をおい

村 支 配 樫井 0 変 遷

笙 1 事

年	代		支		配			備		考
寛文11年(1671)	7月8日5一	岡部	数馬	正敦	〔領地	1)	二化	大岸和田 块	成主弟	3 ·
享保4年(1719)	7月27日ゟー		"	広高	["		岡岩	邻数馬正勢	攻子	
// 5年(1720)	5月&―	久下	藤十	郎	〔天館		徳	川代	官	
// 5年(1720)) 	古	郡文	右衛門	["			"		
// 6年(1721)) 	石原	清左衛	門正利	["			"		
元文3年(1738)	11月2日&—		"	正顕	["			"		
寛保3年(1743)	6月25日 ℰ―	青木	次郎	九郎	["			"		
延享3年(1746)	2月ゟ―	小堀	十左衛	門預所	["			"		
// 3年(1746)	11月ゟー	上:	倉 彦	左衛門	["			"		
寛延2年(1749)	7月&一	石原	清左衛	門正顕	["			"	((再任)
宝暦1年(1751)	10月ゟー	渡	辺.	民 部	["			"		
〃 4年(1754)	5月&—	亀	田・三	郎兵衛	["			"		
〃 7年(1757)		内	藤十	右衛門	["			"		
明和7年(1770)	9月13日ゟ―	多羅	星尾	縫 殿	["			"		
安永 3 年(1774)		稲垣	藤左衛	門				"		
		辻六.	郎左衛	門両名別	EDIL"	7		"		
〃 4年(1775)		風	祭 甚	三郎	["			"		
〃 6年(1777)) 	小	堀	数 馬	["			"		
〃 7年(1778))—	牧	野備	後守	〔領地	2)	大块	反城代—月	听司代	一老中
天明 6年(1786)	11月ゟ―	角 :	倉 与	一玄寿	〔天領	0	徳	川代	官	
// 8年(1788)) 	石原	清左衛	門正範	["			"		
寛政7年(1795)) 	篠	山 十	兵 衛	["			"		

関西大学所蔵「奥家文書」・泉佐野市南中樫井「奥清春家文書」・「寛政重修諸 家譜」•「大阪府全志巻之五」 • 「泉佐野市史」に拠る。

日数三日見合、 翌十六日持参仕、 申川岸道端ニ古脇指壱腰捨有之、 当月十五日、 当村領字川原田と 否可申上旨被為仰 海道へ書付札等出 御断申上候処、

樫井村明細

(-)支

廩米二百俵の徴禄の代官である。 衛門(天明八年より寛政七年まで)の両名である。ともに、 角倉与一(天明六年十一月より天明八年まで)と石原清左 期における樫井村は天領であって、その間の徳川代官は、 樫井村支配の変遷を示すと、第1表となるが、 寛政改革

制を墨守するのに好都合であったのであるが、それだけ、

やかされるに至ったのである。鎖国体制もまた身分差別体

しかし、時代は、外国船の来航などで、

鎖国体制がおび

身分差別体制の底辺にある「穢多非人」の身分の人々には

身分差別体制が当然である、あた

部落の人々も、 次の通りである。 存在している。すなわち、村における組織を図示すると、 で存在しており、 々より就任しているが、この庄屋・年寄の下に組頭が複数 三郎(寛政四年)の両名である。この村役人は、本村の人 り文化十一年まで)、年寄は久次郎(寛政四年まで)、伊 また、この間の村役人は、庄屋は奥源兵衛(安永元年よ この村役人の支配下にあるが、 組頭以上が、この村の幹部である。また、 組頭が数名

数は経済的に破綻を来していたのである。定信政権の遺制

幕藩体制延命の努力

であったが、すでに武士団は、一部のものを除いて、大多

が崩壊しつつあったのである。

定信の倹約令及び綱紀粛正も、

武士団への重大なる警告

頭、百姓一揆の続発とゆさぶりがつづき、

武士政権の時代

り前であるという状態、それが内部からは、商業資本の台

苛酷であったのである。

は徒労に終る結果となるのである。 は、文化期まで続きはするが、遂に、

ともあれ、

ここでは、

和泉国日根郡樫井村を 中 心と

寛政改革の実態について述べたい。

庄屋——年寄— -(部落)組頭—(部落)百姓 -(本村)組頭—(本村)百姓

定されるが、 なお、部落の人々は、別系統の支配下にあったものと想 その組織はいまだ明らかではない。

が八斗、 が五石、 所庭帳」 る記載があるが、その他に、番人給 四六)の「渡米」のなかに、庄屋給 寛政四年九月付「子年樫井村諸納 山池守給が四斗支給されて 年寄給が一石支給されてい (関西大学所蔵奥家文書四

記載から、 向留」(関 西大学所 蔵奥家 文書五二 となっている。 五)の寛政六年五月十九日付の次の 白であるが、寛政三歳亥正月付「用 とは、右の番人給八斗の支給から明 いる記載もある。 樫井村に非人番の存在していたこ その組織の一端が明らか

乍恐御断奉申上候

石原清左衛門殿御代官所

泉刕日根郡樫井村

シ置候得共、尋来候者も無御座、

御日限も昨日二而相満

侯故、右品持参仕、乍恐御断奉申上侯、尤、昨十八日昼

地 明 細

延享3年(1746)11月現在

第 3 表 石 田 畑 髙 反 別 盛 石 町反畝歩 石 上 田 392, 1853 2.115余 1854.07 中 田 1.885余 67.5671 358.15 下 田 41.9159 264.08 1.587余 新 \blacksquare 1. — 31, 355 313.16 田 計 533.0233 2790.16 畑 上 6.5128 37.15 1.75 内 中 畑 0.3624 2, 22 1.326 下 畑 1, 277 1.4983 11, 22 新 畑 1. — 7.97 79.21 屋 敷 1.683余 9.4705 56.08 入 作 1.237内 7.1157 57.16 計 畑 32.9297 245.14 成 Ш 4,523 計

- (注)1. 延享三年寅十一月付「泉州日根郡樫井村差出明細帳」 (関西大学所蔵奥家文書) に拠る。
 - 2. 田畑とも見取場なし。
 - 「入作」は兎田村よりの入作である。
 - 4. 「川成」は川成の他、永荒・井路無反歩も含む。

樫井村の家数は一二七軒、人数は五〇〇人である。その内 本村が九七軒、三八七人であり、 しかし、安永七年戌五月付「和泉国日根郡樫 部落が三〇軒、

均が三・

その一軒あたりの平均は、

村平均が三・九四人、

本村平

本村・部落と

本村より部落

の方が、 もに、

若干その率が低い。

家族約四人の核家族型態であるが、 九九人、部落平均が三・七七人で、

土 地

三七)により示したのが、 畑仕分書上帳」(関西大学所蔵奥家文書一 が、第3表であり、文化弐年丑三月付「田 料は欠けているが、 学所蔵奥家 文書 五〇七)によ り示 したの 「泉州日根郡樫井村差出明細帳」(関西大 土地についても、寛政改革期における史 延享三年寅十一月付 第4表である。

総 570.476 3036.00

頃に、 べきは、 実施されていたものである。 地」とは、土地の無いのに高を増している 七合も含まれていることである。 ぼ明らかとなるが、第4表において注目す これにより、寛政改革期の土地の状況もほ ものであり、 樫井村がまだ岸和田藩領に含まれている 岸和田藩は、 「増高無地」が、七八石五斗五升 これは、天領になる以前から 五万石の公称石高を二 「増高無

訳は、 井村差出帳」(関西大学所蔵奥家文書五〇八)によれば、 不明である。 における樫井村の人口については、その史料が欠けていて 一三人となっている。

として貝塚番人小頭伝兵衛が存在していることは明白であ 脇指へ罷帰り村方ゟ持参可仕様被仰渡候 右御断申上候処、先達屯而之脇指ハ欠所ニ被召上、 明白である。この奉行が大坂町奉行か堺町奉行かは判然と る。それとともに、上司として奉行の存在していることも しないが、次の組織図が想定される。 すなわち、右の文書により、 候哉、番人共ら持参仕候様ニ被為仰付候儀ニ候ハ 右場所近辺吟味仕候処、 七ツ前、村方非人番吉兵衛幷同国貝塚番人小頭伝兵衛、 御奉行様 奉申上侯、巳上 人共持参仕度様、 寛政六年寅五月十九日 奉行-頭--貝塚小頭--樫井村非人番 又、古脇差壱腰捨有之を見付、 番人共申候ハ、御断之上、村方ゟ持参仕候様被仰付 罷越及見候処、 口 申之、番ニ付罷在候、依之、 相違無御座候、右品今日持参可仕 同所 る 九間斗 東之方、笹之内 樫井村非人番吉兵衛の上役 年寄伊三郎 村方へ 為相 知候ニ 乍恐御断 此度之

第 2 表

樫井村人口動態を示すと、

第2表となるが、

寛政改革期

井 村 人 口 動

22 2 20								
		本	村	部	落	Ī	H .	史料
年	代	家数	人 数	家数	人 数	家数	人 数	2.14
宝永7年(1710)	5月1日	軒		_軒	_ 人	112軒	650人	A
享保5年(1720)	8月	94	483	16	55	110	538	В
// 18年(1733)		104	502	19	84	123	586	C
寛保3年(1743)		_	_	21	86	- .	_	D
延享3年(1746)	11月	95	474	23	96	118	570	E
宝暦 3年 (1753)		ı	_	22	90	_	_	F
明和8年(1771)		-		21	107	<i>-</i> -	_	G
安永7年 (1778)		97	387	30	113	127	500	H
寛政8年 (1796)		_	361	_	_	_		I

B 享保五年子八月付「和泉国日 A 宝永七年寅五月朔日付「巡見使差上扣」、 享保十八年丑二月付「乍恐以書上御願申上候(飢人届)」、 С 一月付「泉州日根郡樫井村差出帳」、 「部落の歴史上第9表」、 延享三年寅十 \mathbf{E} **田** 安永七年戍五月付 G「部落の歴史上第9表」、 F「部落の歴史上第9表」、 「和泉国日根郡樫井村差出帳」、 I 寛政三歳亥正月付「用向留」に拠る。 「A・B・C・E・H・I」は、関西大学所蔵「奥家文書」であり、 「I」の「用向留」は、冊子で寛政三歳亥正月より文化十一年までの留書である。

「誠斎雑記」には、 徳川幕府の旗本で勘定奉行組頭をつとめた向山源太夫の (-)享保元年(一七一六)より天保十二年

(一八四一)に至る、

天領の「御取箇辻書付」が記されてい

御取箇辻書付 年 貢

村御役人中

亥十月十九日

寛政三年

其余一切刈取申間敷候、為後日村中申合、惣代印形、 れ等有之、無拠場所ハ三株通リ刈取可申由、致承知候、 五六株通之外、 より御申訳可被下候、然上ハ、来年ゟ村中申合、堀上ケ 今更致方も無御座候へハ、御検見之節、如何様ニも、各 相済由被仰聞、此段千万恐入当惑仕侯、 一切刈取申間敷候、尤、 道筋二而、 乍併、当年之儀:

市郎右衛門回 右衛門 郎田

嘉右衛門即

左衛門回

卵便

第 5 表

御取箇辻書付拾ケ年平均

(上方・関東)

年	代	高	指 数	取	指 数	免
享保1(1716)	一享保10(1725)	万 石 412.0075余	100	万石 139.5782余	100	3. 387余
" 11(1726)	— <i>"</i> 20(1735)	447.3764余	108. 56	147.7350余	105. 84	3. 302余
元文1(1736)	一延享 2 (1745)	459.6668余	111. 57	158.0404余	113. 23	3. 430余
延享 3 (1746)	一宝暦 5 (1755)	442.8588余	107. 49	166.6845余	119. 42	3. 763余
宝暦 6 (1756)	一明和 2 (1765)	442,5009余	107. 40	164. 6788余	117. 98	3. 721余
明和3(1766)	一安永 4 (1775)	438,0819余	106. 33	151.8487余	108. 79	3.466余
安永 5 (1776)	一天明 5 (1785)	436. 2064余	105. 87	146.3986余	104. 89	3. 356余
天明 6 (1786)	一寛政 7 (1795)	439. 2941余	106. 62	141. 3323余	101. 26	3.217余
寛政 8 (1796)	一文化 2 (1805)	449.3038余	109. 05	153.6752余	110. 10	3. 420余
文化 3 (1806)	— <i>"</i> 12(1815)	445. 2564余	108.07	149.5765余	107. 16	3. 359余
<i>"</i> 13(1816)	一文政 8 (1825)	432.8432余	105.06	146. 2816余	104. 80	3. 379余
文政 9 (1826)	一天保 6 (1835)	420. 4538余	102. 05	137.9593余	98. 84	3.281余

- (注) 1. 向山源太夫編「誠齋雑記」癸卯雑記「御取箇辻書付」(「江戸叢書巻の八」 192ページ-219ページ) による。
 - 「享保1(1716)―享保10(1725)」を指数100とする。

第 4 表

樫井村田畑内訳

文化2年(1805)3月現在

内 訳	石 高	反 別	石 盛	取 米	1反二代
樫井村高	石 560, 476	町反畝 2939.24			
内前々増高無地	78. 557	2303. 24			:
	1	0710 10			
田高	530. 668	2718. 13			
内井路敷無地	0. 243				
川成無地	4. 28				
残 高	526. 1 4 5	2718. 13	石		
内上田永荒堤敷	0. 444	2. 03	2.1124余	石	
残 高	525. 701	2716. 10		261. 118	石
上 田	391. 152	1851. 20	2.1124余	194. 2872	1.049
中 田	67. 104	358. 15	1. 8718	33. 3303	0.93
下 田	43. 262	264. 10	1.6367内	21. 4885	0. 813P
新 田	24. 183	241. 25	1. —	12.012	0.497
長左衛門新田	10. —	100. —	1. —	3. 95	0. 395
畑 高	29. 808	221. 11			
内上畑永荒郷蔵敷	0. 29	2. —	1. 45		
残 高	29. 518	219. 11		16. 934	
上 畑	6. 262	35. 15	1.764	3. 5924	1.012F
中 畑	0.362	2. 22	1.3245余	0. 2077	0.76 F
下 畑	1. 335	11. 22	1. 1378	0. 7658	0. 653P
(兎田入作)畑 高	7. 116	57. 17	1. 236	4. 0823	0. 709 <i>5</i>
新畑	5. 15	51. 15	1. —	2. 9544	0.574
居屋敷	9. 293	60. 10	1. 5404	5. 3314	0.884
見取畑	-	20. —		0. 078	

文化弐年丑三月付「田畑仕分書上帳」(関西大学所蔵「奥家文書」)に拠る。

当年隠御田之儀、日、厳 敷御 触被 惣代私 共御 呼被成、右躰 刈 荒侯而 ハ、御検見御案内ニ行当リ、 御田地大ニ刈荒侯ニ付、 一同致承知罷有候処、心得違ニ 一礼之事 今晚為

(関西大学所蔵奥家文書五三九)

あるが、農民も対抗上、若干の「隠 た、四八一石九斗一升九合である筈で が、七八石五斗五升七合もあったとい が「増高無地」で、樫井村では、それ 出したもので、この二割増額の一万石 帳を基礎にして一斉に二割をかけて算 ている。この寛永度の増高は慶長検地 軍家光から六万石の朱印状を下附され 八年(一六三一)三月に許可されて将 割増額するように幕府に願出て、 書によってうかがわれる。 田」を持っていたことは、次の一紙文 合ではなく、 的な表高は、村高五六〇石四斗七升六 うことである。従って、

樫井村の実質 「増高無地」を差引い

第6表-2

御取箇辻書付(上方・関東)

年代	西曆	高	指 数	取	指 数	取 率
元文1	1736	万 石 456. 5359余	111. 66	万石 133.4481	96. 04	29. 23
2	7	456.7151余	111. 71	167.0819余	120. 24	36, 58
3	8	458.0554余	112. 03	153. 3133	110. 33	33. 47
4	9	458. 3446余	112. 10	166.8584余	120.08	36. 40
5	1740	458.1523余	112.06	149. 2492余	107. 41	32. 58
寛保1	1	458.6472余	112. 18	157.0388余	113. 01	34. 24
2	2	461.4502余	112.86	141.9558余	102. 16	30. 76
3	3	462.4664余	113. 11	163.6409余	117. 76	35. 38
延享1	4	463.4076余	113. 34	180.1855余	129. 67	38. 88
2	5	462. 8935余	113. 22	167. 6322余	120. 64	36. 21
3	6	463. 4065余	113. 34	(176. 6214) 76. 6214余	(127. 11) 55. 14	(38. 11) 16. 53
4	7	441.5820余	108. 01	155.1214余	111. 63	35. 13
寛延1	8	441.1240余	107. 89	159.0491余	114. 46	36. 06
2	9	439. 7089余	107. 55	167. 3573余	120. 44	38. 06
3	1750	439.0109余	107. 38	169.1726余	121. 74	38. 53
宝暦1	1	439. 4525余	107. 48	170.4660余	122. 68	38. 79
2	2	440.9637余	107. 85	171.5630余	123. 46	38. 91
3	3	441. 3541余	107. 95	168.0002余	120. 90	38. 06
4	4	440.7515余	107. 80	165.0387余	118. 77	37. 44
5	5	441. 2347余	107. 92	164. 2551余	118. 21	37. 23

二年)と寛政改革期(天明七年-年の、七四・八四に次ぐものであり、 示されている。 府財政の悪化とその危機の状態が如実に 八三とおちこんでおり、これは、 の天明六年は、 でいる。しかも、 も、その指数は、 割る年は、第6表によれば、 第6表によれば、次の六ケ これを、享保改革期(享保元年―延享 また、 天保七年(一八三六) 天明 元文 元 年 (一七三六) 天明 六 年 享保十九年(一七三四) 定信政権下の寛政三年(一七九一) 三年(一七八三) 「取」の指数が、 一ヶ年平均の「高」「取」及び 年 「取」の指数が、 (二大三三) (一七八六) 九七・六〇とおちこん 定信が政権に就く直前 年である。 「100」を 十八ヶ年も 二·四七五 二・九九二 二・四九一 二・八〇三 二・九二三 二・九五八 -寛政五 天保七 七七・

すなわち、

免が「三」を割るのは、

に対する

三六)の免二・四七五に次ぐ

第6表一1

御取筒计書付(上方·関東)

年 代	西曆	高	指 数	取	指 数	平高率
享保1	1716	万 石 408.8530余	100	万石 138.9570余	100	33. 99
2	7	409.8371余	100. 24	136.5060余	98. 24	33. 31
3	8	404.4570余	98. 92	143. 5542余	103. 31	35. 49
4	9	405.0850余	99. 08	139. 3529余	100. 28	34. 40
5	1720	405.8180余	99. 23	139. 5682余	100.44	34. 40
6	1	406.6500余	99. 46	130.5650余	93. 96	32. 11
7	2	404.3320余	98. 89	141. 4290余	101. 78	34. 98
8	3	411.2390余	100.58	130. 3930余	93. 84	31. 71
9	4	427.8370余	104.64	148.8360余	107. 11	34. 79
10	5	436.0670余	106. 66	146.6215余	105. 52	33. 62
11	6	431.0100余	105. 42	150.0691余	107. 99	34. 82
12	7	441.4850余	107. 98	162.1980余	116. 73	36. 74
13	8	440.9753余	107. 86	146.5486余	105. 46	33. 23
14	9	444.6688余	108. 76	160.8354余	115. 74	36. 17
15	1730	448.1056余	109. 60	155.1345余	111. 64	34. 62
16	1	453.0908余	110. 82	136.5049余	98. 24	30. 13
17	2	452.1401余	110. 59	139. 2391余	100. 20	30. 80
18	3	454.1744余	111. 09	146.1986余	105. 21	32. 19
19	4	454.1816余	111.09	134. 3519	96. 69	29. 58
20	5	453. 9331余	111. 03	146. 2706余	105. 26	32. 22

向山源太夫編「誠齋雑記」癸卯雑記「御取箇辻書付」(「江戸叢書巻の八」 192ページー219ページ)による。 () 内の数字は推定。 天明5年は、「高取」とも記入なし、「拾ケ年平均」を基準として推定。 文政10年の「高」は、「121.8089」とあるも、前後の関係、「拾ケ年平均」 及び「取」より、「421.8089」の誤りと推定。 指数は、享保1年を「100」とする。 延享3年の「取」の「76.6214」は、「拾ケ年平均」より「176.6214」と一応 推定。

も低く、 が、これは、天保七年(一八 一とおちこんだためでもある が政権に就く直前の天明六年 し、その免の低いのは、 時代を含む十年間 として算出した。 るが、享保元年を指数一〇〇 とに年代順に記したものであ た。また、 (一七八六)が、免二・四九 より享保 十年ま での 十ヶ年 したものであるが、 を一単位としてその平均を記 表である。第5表は、 成したのが、第5表及び第6 寛政七年)の御取箇辻が最 第5表によると、 これは注目に値する。但 指数一〇〇として算出し この記事をもとにして作 免三・二一七余であ 第6表は、 (天明六年 定信政権 享保元年 一年ご 十ヶ年 定信

その最初の年であったのである。

に、定信がその政権の座についた、

天明七年は

,						
年 代	西曆	高	指 数	取	指 数	平高率
安永5	1776	万石 438.7201余	107. 31	万石 156.9988余	112. 98	35. 79
6	7	439.2791余	107. 44	155.6681余	112. 03	35. 44
7	8	437. 2435余	106. 94	151.7858余	109. 23	34. 71
8	9	437. 3996余	106. 98	152. 5452余	109. 78	34. 88
9	1780	437.1639余	106. 92	142.7789余	102. 75	32. 66
天明1	1	434.8278余	106. 35	146. 5836余	105. 49	33. 71
2	2	433. 2441余	105. 97	146.0933余	105. 14	33. 72
3	3	435.0709余	106. 41	121.9484余	87. 76	28. 03
4	4	436.0521余	106. 65	149. 2139余	107. 38	34. 22
5	5	(433. 0629) —	(105. 92)	(140. 3700) —	(101. 02)	(32. 41) —
6	6	434. 1213余	106. 18	108. 1485余	77. 83	24. 91
7	7	436.0544余	106. 65	144. 4933余	103. 98	33. 14
8	8	438. 4334余	107. 23	143. 3377余	103. 15	32. 69
寛政1	9	438. 4279余	107. 23	141.0414余	101. 50	32. 17
2	1790	438.0524余	107. 14	144. 2995余	103. 84	32. 94
3	1	438.2813余	107. 20	135.6289余	97. 60	30. 95
4	2	439.3572余	107. 46	147.0399余	105. 82	33. 47
5	3	439. 3000余	107. 45	147.6278余	106. 24	33. 61
6	4	440.3622余	107. 71	147. 1301余	105. 88	33. 41
7	5	450. 4516余	110. 17	154. 5767余	111. 24	34. 32

のは、 騷擾、 ても、 Ļ を収奪していること にはか とであったのである。 たのであり、兔の低下もまた、 とりもなおさず、 に仁政をほどこしたかに見えたとしても、 為であり、 揆の現実に対して、農政の修正を余儀なくされ なったのである。 であったためもあるが、この一揆昂揚の時期が、 慶応二年の一八五件の五ヶ年であるが、実 天保七年の一七一件、 政権をめぐっての暗闘がつづいていた時期 定信政権もまだ誕生していない陣痛期であ 天明七年の一一七件、天保四年の一三三 村方騒動の合計件数が一〇〇件を越えた 年貢上納そのものは、 幕藩体制下において、 かかる点からも、 従って、定信政権は、この 定信政権を誕生さす契機とも しかし、免がいかに低く わりは 天保八年の一一二 定信の政権がいか 純粋に無償的な行 百姓一揆、都市 止むをえざるこ ないの であ 年貢

第6表一3

御取筒计書付(上方・関東)

		-					
	年 代	西曆	高	指 数	取	指 数	取率
	宝暦6	1756	万 石 440.6064余	107. 77	万石 164.9384余	118. 70	37. 43
	7	7	442.0503余	108. 12	155. 2846余	111. 75	35. 13
	8	8	442. 6889余	108. 28	164. 9532余	118. 71	37. 26
1	9	9	447.1712余	109. 37	170. 1560余	122. 45	38. 05
	10	1760	446.1631余	109. 13	168. 5345余	121. 29	37. 77
	11	1	446.5654余	109. 22	168.0127余	120. 91	37. 62
-	12	2	445.8083余	109.04	167. 4699余	120. 52	37. 57
	13	3	437.5836余	107. 03	164. 3963余	118. 31	37. 57
-	明和1	4	437.6432余	107.04	163. 6386余	117. 76	37. 39
	2	5	438.7292余	107. 31	159. 4040余	114. 71	36. 33
	3	6	438. 7045余	107. 30	153.8971余	110. 75	35. 08
	4	7	439. 4756余	107. 49	159.8767余	115. 05	36. 38
	5	8	437.8684余	107. 10	154. 7248余	111. 35	35. 34
	6	9	437.8574余	107. 09	159. 4461余	114. 74	36. 42
	7	1770	437. 1923余	106. 93	146.7010余	105. 57	33. 56
	8	1	437.5647余	107. 02	135. 3282余	97. 39	30. 93
	安永1	2	437. 5961余	107. 03	152. 5624余	109. 79	34. 86
	2	3	437.8819余	107. 10	150.8026余	108. 52	34. 44
	3	4	437.9699余	107. 12	153.0615余	110. 15	34. 95
	4	5	438. 7091余	107. 30	152.0866余	109. 45	34. 67

騒擾、

村方騒動の件数を示したのが、

第8表であ

都によ

青木虹二氏の 労作「百姓一揆 総合 年表」

享保元年より慶応三年までの百姓一揆、

ん、天明七年の前半は、前年に田沼政権が崩壊を、天明七年の前半数の年を占めている。もちろ三年の三〇件、寛政五年の三〇件のみである権下においては、享保十七年の三〇件のみである権下においては、享保十七年の三〇件のみである権下においては、享保十七年の三〇件のみであるを、正統一人では、天明七年の一七人では、大明七年の一十七人では、大明七年の前半は、前年において、一方の前半は、前年に出ると、百姓一揆、都市騒擾、村方騒動と、大明七年の前半は、前年に田沼政権が開東に対している。

ともに、 は、百姓一揆、 も示しているのであるが、その一番大き い 原因 いる。 るだけの幕府の力がなかったことをものがたって 保改革期におけるごとく、 でいる。 である。 「免」を対比して示すと、第7表となる。 この表に明らかなごとく、 それはとりもなおさず、幕府権力の衰退を 寛政改革期は享保改革期よりもおちこん このことは、 都市騒擾、 寛政改革期においては、享 村方騒動の激化と続出 年貢増徴政策を強行す 「高」「取」

第6	表— (
----	------

第6表-6 御取箇辻書付(上方・関東)

年 代	西曆	高	指 数	取	指 数	取 率
文化13	1816	万石 442. 3274余	108. 19	万石 148.3067余	106. 73	33, 53
14	7	441. 2452余	107. 92	151.8991余	100.73	34. 43
文政 1	8	433. 4570余	106.02	151. 9374余	109. 34	35. 05
2	9	435. 2548余	106. 46	153.7207余	110. 62	35. 32
3	1820	433.3634余	105. 99	149.0752余	107. 28	34. 40
4	1	432.6489余	105. 82	143. 3690余	103. 18	33. 14
5	2	432.0482余	105. 67	149.6240余	107. 68	34. 63
6	3	433.3886余	106.00	140. 3384余	100. 99	32, 38
7	4	422. 3923余	103. 31	142. 7619余	102. 74	33, 80
8	5	422. 3068余	103. 29	131. 7840余	94. 84	31. 21
9	6	422. 9389余	103. 45	142.8537余	102. 80	33. 78
10	7	(4 21. 8089) 121. 8089余	(103. 17)	143. 4498余	103. 23	(34. 01)
11	8	419.4554余	102. 59	133. 9578余	96. 40	31. 94
12	9	420.1033余	102. 75	139.9289余	100. 70	33. 31
天保1	1830	418.2691余	102. 30	137.8578余	99. 21	32, 96
2	1	420.1301余	102. 76	142.9328余	102. 86	34. 02
3	2	420. 4038余	102. 83	139.6390余	100. 49	33. 22
4	3	420.5910余	102.87	125.8230余	92. 71	29. 92
5	4	420.2806余	102. 80	142.7193余	102. 71	33. 96
6	5	420.5570余	102. 86	130. 4313余	93. 86	31. 01
7	6	420. 2493余	102. 79	103.9970余	74. 84	24. 75
8	7	422.9581余	103. 45	139. 2915余	100. 24	32. 93
9	8	419.4210余	102. 58	130. 5746余	93. 97	31. 13
10	9	419.2837余	102. 55	140. 7218余	101. 27	33. 56
11	1840	416.6475余	101. 91	138. 2698余	99. 51	33. 19
12	1	416.7613余	101. 93	143. 4342余	103. 22	34. 42

第7表

享保改革期と寛政改革期の一ケ年平均対比

時 期	高	取	免
享保改革	万石 439, 6836	万石 148, 4513	3, 376
寛政改革	438, 2724	143, 3526	3, 271

第6表-5 御取箇辻書付(上方・関東)

	年	代	西曆	高	指 数	取	指 数	取 率
9	寛政	ģ 8	1796	万石 450.7226余	110. 24	万石 155.9023余	112. 19	34. 59
		9	7	450.1193余	110.09	156. 1828余	112. 40	34. 70
		10	8	450.4565余	110. 18	154. 4821余	111. 17	34. 29
1		11	9	449.9020余	110.04	150. 1108余	108. 03	33. 37
	:	12	1800	449. 3395余	109. 90	155. 2740余	111. 74	34. 56
1	享和	J1	1	447.4977余	109. 45	155.8351余	112. 15	34. 82
		2	2	448.8636余	109. 79	144. 3666余	103. 89	32. 16
		3	3	448.5711余	109. 71	156. 2872余	112. 47	34. 84
1	文化	1	4	448.7780余	109. 77	153.6203余	110. 55	34. 23
1		2	5	448. 7885余	109. 77	154. 6915余	111. 32	34. 47
1		3	6	448. 2740余	109.64	151. 9075余	109. 32	33. 89
4		4	7	445.3870余	108.94	142.5102余	102. 56	32. 00
		5	8	445.9079余	109.06	139. 1881余	100. 17	31. 21
		6	9	445.7080余	109. 01	150. 1989余	108.09	33. 70
		7	1810	445.5394余	108. 97	152.7031余	109. 89	34. 27
1		8	1	447.8873余	109. 55	153. 2910余	110. 32	34. 23
		9	2	413.4556余	101. 13	152.0969余	109. 46	36. 79
	1	LO	3	443.7458余	108. 53	150.1877余	108. 08	33. 85
	1	1	4	444. 2669余	108.66	153.5799余	110. 52	34. 57
	1	2	5	442. 3929余	108. 20	150.1023余	108. 02	33. 93

113 寛政改革の一考察

				·
年 次	百姓 一揆	都市 騒擾	村方 騒動	合 計
安永 5	件 6	件 —	件 10	件 16
6	6	6	10	22
7	10	4	12	26
8	8	_	17	25
9	5	1	18	24
不 詳	_		12	12
小 計	(71)	(14)	(114)	(199)
天明 1	19	2	13	34
2	18	5	15	38
3	47	27	11	85
4	20	8	7	35
5	18	1	13	32
6	35	7	15	57
7	50	53	14	117
8	19	1	12	32
不詳	7	-	3	10
小 計	(233)	(104)	(103)	(439)
寛政 1	15	-	21	36
2	9	-	15	24
3	12	-	18	30
4	11	2	13	26
5	11	1	18	30
6	8	1	16	25
7	20	-	12	32
8	14	3	18	35
9	10	-	19	29
10	17	1	9	27
11	7	4	8	19
12	8	-	24	32
不詳	3	-	6	9
小 計	(145)	(12)	(197)	(354)
享和 1	15	1	18	34
2	12	2	15	29
3	9	1	17	27
不詳	-	1	2	3
小 計	(36)	(5)	(52)	(93)

_	_						
		年	次	百姓 一揆	都市 騒擾	村方 騒動	合 計
		文化	飞 12	件 12	_件 _	件 9	件 21
			2	9	2	9	20
			3	14	_	13	27
			4	14	1	15	30
			5	9	_	25	34
			6	9	-	21	30
			7	7	3	25	35
-			8	18	1	23	42
			9	31	1	19	51
			10	23	-	20	43
			11	18	-	23	41
			12	13	1	20	34
			13	23	-	16	39
			14	9	1	28	38
		不	詳	4	-	5	9
-		小	計	(213)	(10)	(270)	(493)
		文项	女 1	14	2	17	33
-			2	17	-	20	37
			3	8	2	22	32
			4	14	3	21	38
			5	13	4	27	44
			6	24	5	22	51
			7	12	1	28	41
-	ļ		8	28	-	30	58
	İ		9	11	6	18	35
			10	16	2	18	36
			11	22	4	18	44
			12	12	5	35	52
		不	詳	_		9	9
		小	計	(191)	(34)	(285)	(510)
		天伊	₹1	23	7	22	52
_			2	29	3	36	68
			3	19	-	33	52
			4	72	23	3 8	133
			5	30	11	30	71
			6	12	3	32	47
	-		7	98	31	42	171
	-		8	55	14	43	112

表 8 表

					
年 次	百姓 一揆	都市 騒擾	村方 騒動	合 計	-
帝尼 1	件	件	件	件 20	
享保 1	13 10	1	7	18	
3	11	1	8	20	-
4	9	1	12	22	
5	14	_	4	18	
6	8	1	7	16	İ
7	14		9	23	
8	6	_	8	14	-
9	10	1	7	18	
10	8	_	9	17	
11	9	_	6	15	
12	7	1	9	17	
13	9	1	7	17	
14	6		`7	13	
15	5	_	2	7	
16	!	2	7	17	
17	16	3	11	30	
18	11	6	7	24	
19		1	4	15	
20	1	_	8	17	
不 詳		1	9	20	
小 計	(203)	(20)	(155)	(378)	
元文 1	14	4	8	26	-
2		2	13	22	
3	16	1	5	22	
4		2	8	23	
5		_	9	17	
不詳	ŀ		1	2	
小 計	(59)	(9)	(44)	(112)	
寛保 1	10	_	8	(18)	
2	15	1	8	(24)	
3	1	1	-	(10)	
小計	(34)	(2)	(16)	(52)	-
延享 1	6	_	7	13	
2	15	2	5	22	
3	10	4	7	21	
					<u>-</u>

年 次	百姓 一揆	都市 騒擾	村方 騒動	合 計
延享 4	件 10	件 1	件 6	件 17
不詳	2	_	3	5 ′
小計	(43)	(7)	(28)	(78)
寛延 1	16		12	28
2	31	_	8	39
3	23	_	13	36
不詳	_	_	1	1
小計	(70)	_	(34)	(104)
宝暦 1	14		4	18
2	13	1	9	23
3	5	1	10	16
4	14		4	18
5	19	4	5	28
6	16	4	9	29
7	10	1	6	17
8	12	_	8	20
9	13	_	8	26
	13	5 1	13	20
10 11	10	1	6	20 16
12		_	12	16 24
13	9	3 1		2 4 6
4	4	1	1 3	8
	5	(01)		(269)
小 計	(150)	(21)	(98)	
明和 1	12	1	13	26
2	4	1	10	15
3	4	-	8	12
4	5	2	11	18
5	23	6	13	42
6	20	2	10	33
7	17	3	6	26
8	13	_	6	19
不 詳	2	_	3	5
小 計	(100)	(15)	(80)	(195)
安永 1	8	1	9	18
2	18	_	10	10
3	6	1	10	17
4	4	1	6	11

第9表 年貢割付 • 年貢皆済

		年 貢	割付	年	貢 皆	 斉	
年号	年代	納銀	納米	納銀	納米	納 籾	備考
安永1年	1772	,× 0. 09865	石 255. 331	2. 63714	石 217.642		検見取
2年	1773	0.09865	226. 051	2. 0868	190. 937		使光以
3年	1774	0.09865	229. 922	2. 03176	194. 118		"
4年	1775	0.09865	253. 527	2. 3872	213. 595		"
5年	1776	0. 09865	263. 206	2. 51987	221. 175		"
6年	1777	0. 09827	270. 16748		235. 366		"
7年	1778	0.01308	276. 746	2. 39982	235. 854		"
8年	1779	0. 01308	285. 309	2. 20991	243. 343		定免
9年	1780	0. 01308	285. 309	2. 1146	243. 343		"
天明1年	1781	0. 01308	285. 083	2. 44862	243. 075		"
2年	1782	0.01308	258. 586	2. 43717	219. 922		"
3年	1783	0.01308	277. 591		_		"
4年	1784	0. 01308	277. 591	2. 94294	236, 529		"
5年	1785	0.01308	277. 591	3. 17117	236. 529		. ,,
6年	1786	0.01308	269. 506	25. 31557	_	İ	"
7年	1787	0.09827	270: 989	3. 01204	231. 234		検見取
8年	1788	0. 09677	231. 318	2. 50934	202. 937		"
寛政1年	1789	0.09677	256. 379	2. 73897	225. 492		検見取
2年	1790	0. 09677	255. 243	2. 78051	224. 47		"
3年	1791	0.09677	219. 52	2. 58071	192. 319		"
4年	1792	0. 09677	279. 034	3. 22563	236. 382	19. —	"
5年	1793	0. 09677	283. 11	2. 64195	249. 55		定免
6年	1794	0.09677	283. 11	3. 095096	212. 55	74. —	"
7年	1795	0. 09677	283. 11	3. 30063	249. 7246		"
8年	1796	0.09677	283. 21	3. 0595	249. 9046		"
9年	1797	0.09677	283. 96	7. 906136	187. 986		"
10年	1798	0. 09677	283. 96	2. 989266	250. 315		"
11年	1799	0.09677	283. 96	3. 195286	250. 315		"
12年	1800	0. 09677	283. 962	3. 199576	250. 317		"
享和1年	1801	0. 09677	283. 962	2. 881226	250. 317		"
2年	1802	0.09677	283. 962	2. 674916	250. 317		"
3年	1803	0.09677	283. 962	2. 849826	250. 317		"
文化1年	1804	0.09677	283. 962	3. 239216	205. 017	90. 6	"
2年	1805	0.09677	283. 962	2. 934586	250. 317		"
3年	1806	0.09677	283. 963	2. 665636	250. 318		"
4年	1807	0. 09677	283. 963	2. 997126	250. 318		"
5年	1808	0. 09677	283. 963	2. 829606	234. 168	32. 3	"

年 次	百姓 一揆	都市縣擾	村方騒動	合 計
天保 9	件 18	件 2	件 30	件 50
10	13	1	26	40
11	7	1	29	37
12	12	-	35	47
13	24	5	30	59
14	21	-	25	46
不詳	12	1	14	27
小計	(445)	(101)	(456)	(1,011)
弘化 1	7	2	39	48
2	8	2	38	48
3	16	1	37	54
4	14	2	25	41
不 詳	2	-	1	3
小 計	(47)	(7)	(140)	(194)
雲 嘉永 1	13	2	30	45
2	13	3	32	48
3	15	4	24	43
4	10	1	31	42
5	4	_	35	39
6	22	1	25	48
不詳	3		4	7
小 計	(80)	(11)	(181)	(272)

年	次	百姓 一揆	都市 騒擾	村方騒動	合 計
多	政 1	件 18	件 3	件 33	件 54,
	2	15	2	27	44
	3	13	2	34	49
	4	11	1	42	53
	5	29	11	31	72
	6	14	4	28	46
一不	詳	4	1	4	9
小	、計	(104)	(24)	(199)	(327)
万	延 1	(43)	(3)	(45)	(91)
文	久 1	15	7	33	55
	2	13	4	23	40
	3	18	3	27	48
不	詳	-		2	2
小	計	(46)	(14)	(85)	(145)
元	治 1	(24)	_	(26)	(50)
慶	応 1	22	8	39	69
	2	106	35	44	185
	3	34	7	39	80
不	詳	4		. 3	7
小	、計	(166)	(50)	(125)	(341)

青木虹二著「百姓一総合年揆表」による。

制は、天領全般に渡るのか、どぼ一定となっている。この定免期にわたって、年貢割付は、ほ定免制が実施されて、かなり長 あるが、 文化十一年(一八一四)まで までの十年間の「取」が、指数 うかは、検討を要するところで るが、その寛政五年の時点から る。定信が老中を辞職したの 取となっていて若干の不同があ この表によって、 皆済を示すと、第9表となる。 の、樫井村の年貢割付及び年貢 いても、寛政八年より文化二年 は、寛政五年七月二十三日であ 一一〇・一〇を示し、幕府財政 く、定信政権下の年貢は、 「御取箇辻書付」にお 明らかなごと

) 樫井村年貢

117 寛政改革の一考察

年 号	年 代	本田免率
明和7年	1770	4. 241
8年	1771	4. 122
安永1年	1772	4. 391
2年	1773	4. 046
3年	1774	3. 934
4年	1775	4. 322
5年	1776	4. 511
6年	1777	4. 757
7年	1778	4. 767
8年	1779	4. 917
9年	1780	4. 917
天明1年	1781	4. 917
2年	1782	4. 917
3年	1783	4. 917
4年	1784	4. 917
5年	1785	4. 917
6年	1786	4. 917
7年	1787	4. 785
8年	1788	4.064
寛政1年	1789	4. 516
2年	1790	4. 496
3年	1791	3. 987
4年	1792	4. 919

年 号	年代	本田免率	
寛政 5年	1793	4. 993	
6年	1794	4. 993	
7年	1795	4. 993	
8年	1796	4. 994	
9年	1797	5. 005	
10年	1798	5. 008	
11年	1799	4. 967	
12年	1800	4. 967	
享和1年	1801	4. 967	
2年	1802	4. 967	
3年	1803	4. 967	
文化1年	1804	4. 967	
2年	1805	4. 967	
3年	1806	4. 967	
4年	1807	4. 967	
5年	1808	4. 967	
6年	1809	4. 967	
7年	1810	4. 967	
8年	1811	4. 967	
9年	1812	4. 967	
10年	1813	4. 967	
11年	1814	4. 967	

(注) 年貢免定 (関西大学所蔵奥家 文書) による。

の好転に多少の寄与を果していることが

は、享保改革期の免よりも低免である。 と想像されもする。 と想像されもする。 と想像されもする。 とれるする。 とれるで、実施したかも知れないと想像されもする。 と、享保改革期の免は、三・五四五―六と、享保改革期の免は、三・五四五―六と、享保改革期の免は、三・五四五―六と、享保改革期の免は、三・九八七―四・九九三の間にある。このことより、樫井村においても、文とで、京保改革期の免は、三・九八七―四・九九三の間にあり、文とで、京保改革期の免は、三・九八七―四・九九三の間にある。このことより、樫井村においても、天領とが、本ので免制は寛政改革のらかがわれる。この定免制は寛政改革のらかがわれる。この定免制は寛政改革のらかがわれる。この定免制は寛政改革の

地主小作関係

・第13表となる。 地主小作関係を示すと、第11表・第12表はり、その時点における、部落の人々のより、その時点における、部落の人々ののでは、(関西大学所蔵奥家文書四四六)に

6年	1809	0.09677	283. 965	3. 817831	250. 32		"	
7年	1810	0.09677	283. 965	2. 445056	250. 32		"	:
8年	1811	0.09677	283. 965	2. 664986	250. 32		<i>"</i> '	
9年	1812	0.09677	283. 971	2. 454146	250. 325		<i>"</i> , ·	Ė
10年	1813	0.09677	283. 971	2. 700736	250. 325		"	Ì
11年	1814	0.09677	283. 971	2. 814666	250. 325		//	-
				i .	1	1		b

(注)年貢免定・年貢皆済目録(関西大学所蔵奥家文書)による。

第10表 本田免率

享保 5年 1720 〔東〕 〔西〕 6年 1721 5.704 5.704 7年 1721 5.65 — 7年 1722 5.68 5.66	
7年 1722 5.68 5.66	
1 1 1	
8年 1723 5.57 5.57	
9年 1724 5.652 —	l
10年 1725 5.619 5.619	
11年 1726 5.695 5.71	
12年 1727 5.729 5.799	
13年 1728 6.103 6.121	
14年 1729 6.032 6.105	
15年 1730 6.058 6.073	
16年 1731 6.059 6.075	
17年 1732 6.065 6.099	
18年 1733 6.075 6.094	
19年 1734 6.077 一	
20年 1735 6.02 一	
元文1年 1736 6.033 6.053	
2年 1737 6.035 6.054	
3年 1738 6.031 6.058	
4年 1739 6.041 6.072	
5年 1740 5.903 6.066	
寛保 1 年 1741 5.703 5.866	
2年 1742 3.545 3.546	
3年 1743 6.035 6.054	

年 号	年 代	本田免率
延享1年	1744	6. 439
2年	1745	_
3年	1746	5. 505
4年	1747	4. 293
寛延1年	1748	5. 213
2年	1749	6. 45
3年	1750	5. 436
宝暦1年	1751	5. 697
2年	1752	5. 697
3年	1753	5. 599
4年	1754	5. 339
5年	1755	5. 524
6年	1756	4. 559
7年	1757	5. 639
8年	1758	5. 54
9年	1759	5. 741
10年	1760	5. 573
11年	1761	5. 657
12年	1762	5. 73
13年	1763	5. 736
明和1年	1764	5. 337
2年	1765	5. 503
3年	1766	4. 749
4年	1767	5. 207
5年	1768	4. 462
6年	1769	4. 643

119 寛政改革の一考察

第12表 地 主 小 作 関 係 Ⅱ

	T	1	11	,	
地主(部落)	納高	小 作(部落)	地主(部落)	納高	小 作(部落)
甚兵衛	タ 46.0 石 0.42	〔納〕	弥次兵衛	タ 16.3 石	〔納〕
				0.7	〔納〕
	0. 32	平次郎		0. 213	〔六日納〕
	0.7	甚 七		0.049	〔籾〕
	0.8	〔納〕		0.065	〔追斗〕
	0. 338	〔六日納〕		<u> </u>	
	0. 135	〔籾〕	計	1.027	
	0. 184	〔追斗〕	藤八	タ 24.0	〔納〕
				石1.—	平 次 郎
計	2. 9			0. 342	〔六日納〕
八郎兵衛	タ 66.4	〔納〕		0. 042	(籾)
	石 1.86	藤八			
		〔六日納〕		0.096	〔追斗〕
	1. 856		計	1. 51	
	0. 199	〔籾〕			
	0. 266	〔追斗〕	吉 兵 衛	0.14	〔籾追斗り共一式納〕
計	4. 181		善次郎	0.16	["]
	匁		平 助	0. 117	["]
平兵衛	14. 7	〔納〕	六 兵 衛	0. 033	["]
	石 0.057	〔納〕	庄 八	0. 14	["]
	0. 2	左右衛門	庄 三	0. 372	["]
	0. 565	〔六日納〕			
	0.044	〔籾〕			
	0. 059	〔追斗〕	合 計 銀	タ 167.4	
# 1	0. 925		// 米	石 11. 505	石 (内小作4.5)

- (注) 1. 寛政四年九月付「子年樫井村諸納所庭帳」による。
 - 2. []は、地主納を示す。

第11表 地 主 小 作 関 係 I

平次郎 1 "久兵衛" "1.21" 基 源兵衛 1.28" "清兵衛" "0.5" "至 "2.41" 権兵衛" 十右衛門 1.65" "者	せ て て に に に に に に に に に に に に に に に に に
定 七 1.24 嶋 吉 助 四郎右衛門 0.75 嶋 甚 彦 次 郎 1.5 " 庄 田郎右衛門 0.75 嶋 甚 中左衛門 0.4 " 文 七 平右衛門 2.一 " 五 平 次 郎 1.21 " 甚 源 兵衛 1.28 " 清兵衛 " 0.5 " 五 " 2.41 " 権兵衛 十右衛門 1.65 " 百	七
彦 次 郎 1.5 " 庄 三 伊 三 郎 0.11 " 又 元 中左衛門 0.4 " 文 七 平右衛門 2 " 五 平 次 郎 1 " 久兵衛 " 1.21 " 甚 源 兵 衛 1.28 " 清兵衛 " 0.5 " 五 " 2.41 " 権兵衛 十右衛門 1.65 " 喜	兵衛 長衛 兵衛 5兵衛 7次郎
中左衛門 0.4 "文七 平右衛門 2.一 "五衛門 平次郎 1.一 "久兵衛 "1.21 "甚 源兵衛 1.28 "清兵衛 "0.5 "五衛門 "2.41 "権兵衛 十右衛門 1.65 "者	五 五兵衛 五兵衛 三次郎
平次郎 1. 一// 久兵衛 /// 1. 21 // 甚 源兵衛 1. 28 // 清兵衛 // 0.5 // 至 // 2.41 // 権兵衛 十右衛門 1. 65 // 百	正兵衛 『兵衛 『次郎
源 兵 衛 1.28 " 清兵衛 " 0.5 " 五 十 右 衛 門 1.65 " 五 十 右 衛 門 1.65 " 五 1.65	子 次郎
	次郎
// 0.895 // 藤七 新 六 0.743 // 平	
	Z 斤谷
// 1.653 // 平次郎 // 0.743 // 平	7CM3
// 0.71 // 平八 太左衛門 1.一 // 伝	兵衛
	E右衛門
" 0.43 " " 権 兵 衛 1.35 " 喜	兵衛
" 1.05 " " 0.99 " X	て七
// 1.45 // 庄右衛門 / 次郎右衛門 1.一 // 日	ΞΞ
// 0.93 // // 作右衛門 0.8 // 平	ヹ 八
// 0.802 // 藤八 嘉 七 0.02 // 平	2二郎
	八
// 0.01 // 平八 // 1.105 // 函	美七
" 0.14 " 権兵衛 " 0.2 " 耳	次郎
善右衛門 2.08 " 藤 八 " 0.01 " (名	3ナシ)
市郎右衛門 0.474 " 平二郎 " 0.201 " 月	八
伊 兵 衛 0.99 " 又 七 助右衛門 0.5 " 平	次郎
平 吉 1.5 " 平二郎 " 0.55 " 平	2 八
// 0.6 // 喜兵衛 // 3.一 // コ	工七
// 1.45 // 甚七 // 0.276 //	7
	兵衛
	产次郎
長兵衛 1.5 # 藤八 # 0.67 # 平	区八
	て七
理兵衛 1.65 // 吉助 // 0.02 // 习	
	P兵衛
// 0.36 / 港七 /	
// 0.02 // 伊八 石	
四郎右衛門 0.9 " 喜兵衛 計 60.072	
// 0.3 // 弥次兵衛	

(注) 寛政四年九月付「子年樫井村諸納所庭帳」による。

高

第13表 小作〔部落〕

納

7. 一

6.802

5.443

4.5

4.47

3.99

3.96

3.276

3. —

2.89

2.76

2.55

2.5

2. —

1.7

1.6

1.38

1. —

1. —

1. —

0.721

0.4

0.32

0.3

0.01

64.572

名

兵 喜

庄右衛門

郎

八

衛

七

七

七

三

助

八

平

藤

平 兵 衛

甚

又

平

庄

吉

平

小作高に応じて、 最も多く結んでいるのは、庄屋奥源兵衛であり、 この表で明らかなごとく、 免で四・九一九であるが、 検見取であるが、その収奪率は、高免で四・八七三、毛付 手もとにのこるのは、極めて僅小となる。この寛政四年は うけるのであり、 主よりの収奪のみならず、これ以外に地主よりの収奪をも は、領主(徳川十一代将軍家斉)への年貢米のみで、 との年貢納高を通じての関係が示されているが、 への小作米は含まれていない。従って、 第11表は、本村の地主二十八名と、 その納高は、 奥源兵衛が入手する小作米も多いという かかる二重の収奪の結果、作徳米として 十四石七斗六升である。 部落の人々と、地主小作関係を 小作米の収奪率は不明である。 部落の小作二十六名 小作の人々は、領 従って、当然、 小作人は この納高

な

権 兵 衛 兵 衛 五 藤 七 群を抜いて、 寺請帳」では、七十八石九斗四升九合四夕となり、 文化九年(一八一二)申三月付「一向宗切支丹宗門御制禁 そらく、村内第一の高持となっていたのであろう。さらに、 畑宛米帳」では、 不明である。しかし、明和八年(一七七一)夘三月改「田 村鑑には、十八石六斗二合とあるが、村内における順位は 村内第二位の持高である。また、享保五年(一七二〇)の ことである。 (一七〇九)の名寄帳には、十二石五斗七升四合とあり、 兵 凊 吉 奥家の持高は、現存する史料によると、宝永六年 安兵衛 • 六兵衛 村内第一の地主となっている。 兵 衛 久 四十八石五斗七合一夕となっており、 権 七 兵 衛 伝 伊 八 文 七 左右衛門 弥次兵衛 嶋(名なし) 計 明白に

第12表は、 部落の小作五名との年貢納高を通じての関係が示され 部落の地主十一名の納高及び部落の地主四名

斗六升納)がいる。 地主と小作関係を結んでいるものは、 し安兵衛と共作)・弥兵衛(三斗納)がおり、 三合納)・藤八 んでいるものが、 ・吉兵衛(一石六斗納)・六兵衛(一石三斗八升納、 いる。 この部落の地主中には、 (四石九斗四升二合納)・庄三(三石納) 六名、すなわち、平兵衛(五石四斗四升 本村地主と小作関係を結 一名、 藤八(一石八 また、 ただ 部落

いるので、純然たる小作は、二十名となる。 名(一軒)当りの納高は、二石四斗八升四合弱となる。 の数は、二十六名(「名なし」も含む)であるが、その一 第13表は、部落の小作人の名と納高を示す。この小作人 このなかには、地主を兼ねるもの、六名が含まれて

による作徳米その他であると考えられる。 と考えられる。そして、部落の人々の主たる収入は、 以後の寛政四年には、若干の増加があるものと 想 定 し て 部落の家数が三十軒であることを思えば、それから十四年 名となる。これは、安永七年(一七七八)五月の時点で、 従って、この時点での、部落の人々の農民としての内訳 地主五名・地主兼小作六名・小作二十名、合計三十一 恐らく、部落の人々の主たる職業形態は、農民である、 小作

は一九石・納銀は三貫二二五匁六分三厘であり、 この年の領主への納米は、二三六石三斗八升二合・納籾 このなか

> には、 納銀一六七匁四分も含まれている。 部落の人々の納米(籾も含む) 七一石五斗七升七合

五 身分差別政策

ず差別的体質の持主であった。そのことは、定信の書き残 身分差別政策そのものが端的に証明している。 した著書からもうかがわれるところであるが、 儒教的人格者であったとされる松平定信はとりもなおさ なによりも

「日本財政経済史料巻九」ゟ

欠落もの帳外可申付心得之事

事無之ものは、 之候はゞ、帳外之ものに付無構之段可被及挨拶、 り掛合有之節、 永尋被申付候方も、 及沙汰、跡取計方之儀可相伺、左候 はゞ其節 令 下知候 構とは難申、 残り有之、他領に而悪事致召捕、先方より掛合有之時無 衛永尋可申付旨不知致来候処、帳外に成候而も永尋之儀 申付、六ヶ月相立不尋出候得ば、御咎之儀幷欠落もの行 寛政四子年二月被仰渡書之内、貧窮に迫欠落致候もの尋 右之分他領に而悪事致捕侯由に而、 御代官へ引請候様相成候間、以来永尋之不 兼而久離帳外之承届置、御料所に而之悪 帳外ものに付無差構段可被及挨拶旨被仰 他領に而悪事致捕侯由に而、 先方より掛合有 先方よ 且是迄

寛政四年九月付「子年樫井 村諸納所庭帳」による。

渡有之候

右の趣御尋に付乍恐以書付奉申上候以上

左衛門

有之事 但、穢多非人困窮に而欠落侫分者、永尋申付侯定例に可

にて取計悪事等有之欠落いたし候はゝ六切尋申付不尋出上非人困窮に迫り欠落いたし候類は六切尋候に不及非人頭「徳川時代警察沿革誌上巻」ゟ

延の上下尋出段不埒に付一同急度叱り置永尋申付證文取書面誰儀今以行衛不相知上者尋申付被置候もの共度々日は左の通

相極候右之通寛政五丑年四月六日越前守殿御宅御内寄合にて評議

之可被差出候以上

但同年三月の御代官伺に留有之事

永十年二月の次の指令を「定例」として踏襲しているのであれて、「穢多非人欠落」及び「非人」(ただし非人素生のもの指令は、「穢多非人固窮に而欠落候分者、永尋申付候定例には「非人」との強烈なる差別思想を貫徹したものである。「ない。との強烈なる差別思想を貫徹したものである。の指令は、「穢多」及び「非人」(ただし非人素生のもの指令は、「穢多非人欠落」及び「非人欠落」に対する「永尋」この「穢多非人欠落」及び「非人欠落」に対する「永尋」

ることはしなかったのである。信政権も、幕藩体制の本質である身分差別体制をも否定すあり、この点、田沼政権を否定して成立したかに見える定

「徳川時代警察沿革誌上巻」る

穢多非人欠落取計方

- 渡、親類義絶為致候積、村役人より為申渡候積一、穢多旧離・勘当願出候はゞ、外村穢多非人 ども へ引一、穢多非人の欠落永尋、同旧離帳外願出候共、不承届積
- 、非人は旧離・勘当と申者無之事
- に不及一、無高の穢多数欠落候はゞ、無日限尋申付、奉行所に届
- え可被伺旨、御下知有之一、高持の穢多は六切相立不尋出候はゞ、跡株は御勘定所
- 申付、証文取之可被差出候、以上は取計、悪事有之欠落いたし出切尋申付、不尋出上は、と書面誰儀、今以、行衛不相知上は、尋申付被置候者、度は取計、悪事有之欠落いたし出切尋申付、不尋出上は、一、非人及困窮欠落いたし候類は、日限尋不及、非人頭に

また、田召女権寺代と「歳多作人の頂素人へ引上の事での由し、非人善七手下は御府内に限り、在方は弾左衛門手

について、弾左衛門より差出した書付が、次の通り、「徳また、田沼政権時代に「穢多非人の類素人へ引上の事」

主旨は、その後も踏襲されてゆくのである。川時代警察沿革誌上巻」に収録されているが、この書付の

安永六年五月八日 (後桃園天皇

穢多非人の類素人へ引上の事

弾左衛門より差出候書付御渡有之候事付其節の支配御代官より奉行所へ内伺いたし候處左の通間平人に引上醫師にいたし度旨申之向寄の非人頭差障侯に先年武州榛澤郡新戒村穢多醫道功者にて村方調法に相成候

証文をとって素人に引き上げている。従って、 という巧妙なからくり。まさに、賤民支配統制 の み なら きできず、その下の身分である「非人」は、足抜きできる 的には、「穢多」より下の「非人」が、足洗いして、 分より素人へ引上げている。いわゆる足洗いである。 り穢多頭(弾左衛門)へ申し出て、証文をとって、非人身 者より引上げたい旨、非人小屋へ申し出た時は、非人頭よ 人頭へ願出たならば、引上げない旨の原則を申し聞かせ、 る。そして、十年以上経過しても、原則として非人より素 人」となるという、このからくり。「穢多」身分は、足抜 くぎりの年限は、おいてはいるが、ともに縁者よりの申出 人となることはできないが、縁者より引上げしたい旨、非 素人より非人身分となったものは、十年以内ならば、 民衆全般に対しても巧妙なからくりという べ 非人より素人としているのである。 しきりに引き上げたい旨申し出た時は、これも 十年という 、きであ 身分 素

こかし、もともと非人素生のものは、素人には、引上げしかし、もともと非人素生のものは、素人には、引上げて「出世」する機会が与えられるということである。だって、素人から非人になったもののみ、素人には、非人から素人への身分の引上げに対する権限は、非人頭、よる、被支配者一般への、ひとつの見せしめであり、そのよる、被支配者一般への、ひとつの見せしめであり、そのよる、被支配者一般への、ひとつの見せしめであり、そのよる、被支配者一般への、ひとつの見せしめであり、そのは、対しば、対しば、対しば、対しば、対しば、表人には、引上げしかし、もともと非人素生のものは、素人には、引上げしないで、ま人には、引上げるいし、または、対し、大きない。

「穢多非人欠落取計方」の文書にも端的に示されている。この内部規制の問題は、先にあげた、安永十 年 二 月 の

ことは先に見た通りである。 ことは先に見た通りである。 ことは先に見た通りである。 この「永尋」の「豫多非人の欠落永尋」とあり、そこに計」の第一条は、「穢多非人の欠落永尋」とあり、そこに計」の第一条は、「穢多非人の欠落永尋」とあり、そこに計」の第一条は、「穢多非人欠落取計方」の非人は、いわこの六条からなる「穢多非人欠落取計方」の非人は、いわこの六条からなる「穢多非人欠落取計方」の非人は、いわこの六条からなる「穢多非人欠落取計方」の非人は、いわこの六条からなる「穢多非人欠落取計方」の非人は、いわ

への差別感情をさらに助長しているのである。して生産活動に従事している農民としての穢多身分の人々たものであるが、牛馬の食穢を百五十日と規定し、営々となお、寛政三年十一月の服忌令は、元禄服忌令を踏襲し